

新入園児を募集します



子ども・子育て支援新制度▼

平成27年4月から始まつた「子ども・子育て支援新制度」では、保育園、認定こども園、事業所内保育施設の利用にあたり、教育・保育の必要性に応じた教育・保育給付認定を受ける必要があります。

保育を必要とする事由▼

①就労(月64時間以上の就労が必要)
②妊娠・出産
③保護者の疾病・障害

保護者が次のいずれかの事由に該当し、家庭での保育ができない場合

教育・保育給付認定の種類

三、參照

区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号 (教育認定)	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	認定こども園
2号 (保育認定)	満3歳以上で、保護者の労働 や疾病などにより保育を必要 とする子ども	保育園 認定こども園
3号 (保育認定)	満3歳未満で、保護者の労働 や疾病などにより保育を必要 とする子ども	保育園 認定こども園 事業所内保育施設

入園資格▼

（平成27年4月2日）～平成30年4月1日生）または令和3年度中に満3歳になる子どもは、1号の認定が必要となります。

○保育園・認定こども園
保護者が保育を必要と
ずれかに該当する0歳児
学前の子どもは、2号、
必要となります。

○事業所内保育施設

保護者が保育を必要とする事由のい
ずれかに該当する0歳児から小学校就
学前の子どもは、2号、3号の認定が
必要となります。

申入用

○認定こども園

申込期間 9月16日(水)～30日(水)

申込期間内に申込書類を第一希望の園に提出してください(先着順ではありません)。

※市外の保育園などを希望する場合は、本子ども課で手続をしてください(土・日曜日、祝日を除く)。

3歳児から小学校就学前の子ども
(平成27年4月2日～平成30年4月1日生)または令和3年度中に満3歳になる子どもは、1号の認定が必要となります。

④同居または長期入院などをしている

親族の介護・看護
⑤災害復旧
⑥介護活動

8月26日(水)から各施設(表2参照)
または本子ども課・松住民福祉課で配
布します。

本子ども課幼児教育保育係（☎内線1163
松住民福祉課福祉子ども係（☎内線2154）